

大阪府「後援名義使用」等承認申請にかかる手続きについて

《文化芸術関係》

1 申請

文化・芸術団体等が主催する事業に対する大阪府の後援名義の使用承認及び知事賞の交付等を申請する場合は、申請書を後援名義の使用開始希望日の1カ月前までに提出してください(印刷物等に後援名義を使用するときは、印刷する前に承認を受けてください)。

別に定める承認基準を満たしていない、または、必要書類が不足している申請は、使用承認できません。

また、報告書が未提出の場合や承認基準に違反した団体が行う事業には後援名義等を使用承認できません。

2 申請時の提出物

- (1) 大阪府「後援名義使用」等申請書(様式1-1)
- (2) 主催団体の概要(様式1-2)
- (3) 事業計画書、開催要領、企画書、プログラム、チラシ(原稿)等、事業の内容を明らかにする書類
- (4) 収支予算書
- (5) 主催団体の規則、会則、定款、規約等及び役員名簿(役員の役職・氏名を明記したもの)
※主催団体の所在地を役員の住所と規定している場合は、当該役員の住所も明記したもの
- (6) 共催団体の規則、会則、定款、規約等
※共催団体が【大阪府「後援名義使用」等承認基準《文化芸術関係》】における「1 主催者についての承認基準(5)」の団体のみ必要
- (7) 知事賞の交付を申請するときは次の書類
 - ① 大阪府知事賞の選考審査基準(審査項目(審査の視点)、審査(選考)の方法を明らかにする書類)
 - ② 大阪府知事賞の選考審査委員名簿(審査員の氏名、現所属、役職を明記した書類)
- (8) その他、大阪府が添付を求める書類

3 審査及び承認

書類等を審査の上、申請のあった事業の目的が明らかに文化芸術の普及向上に寄与するもので、公共性があることなど、別に定める承認基準を満たしていると認められる場合、後援名義の使用承認書等を交付します。

4 知事賞(賞状)交付にかかる提出物

後援名義の使用承認後、受賞者が決まり次第、次の書類を提出してください。

- ・大阪府知事賞受賞者報告書(様式3)

5 後援名義の使用承認後の変更

後援名義の使用承認後、事業内容を変更する場合は、速やかに大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化振興グループ連絡してください。また、次の(1)(2)又は(3)の書類を提出してください。

- (1) 行事名、日程、会場を変更するとき
 - ・大阪府「後援名義使用」等承認事業の変更申請書(様式2)
- (2) 行事の一部を中止したとき(会期を短縮したときや展覧会、コンサートを中止したが知事賞は授与するとき)
 - ・大阪府「後援名義使用」等事業報告書(様式4)
- (3) 行事の全部を中止したとき
 - ・大阪府「後援名義使用」等事業報告書(様式4)
- (4) (1)～(3)に該当しないとき
 - ・大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化振興グループに相談してください。

6 事業実施後の提出物

後援名義の使用承認を受けた事業については、事業終了後1カ月以内に次の書類を提出してください。

- (1) 大阪府「後援名義使用」等事業報告書(様式4)
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施及び後援名義の使用実績を確認できるもの(チラシ、ポスター、当日のプログラム、入場券、ホームページのスクリーンショット等)